様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年1月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） 　　　　てぷこしすてむず  一般事業主の氏名又は名称 株式会社テプコシステムズ  　（ふりがな） ごんだ　ゆうじ  （法人の場合）代表者の氏名　権田　勇治  住所　〒135-0034　東京都江東区永代２丁目37番28号  澁澤シティプレイス永代  法人番号　　　7010601030124  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | テプコシステムズ　コーポレートサイト  掲載資料「テプコシステムズDX推進活動について」 | | 公表日 | 2024年12月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法・公表場所：https://www.tepsys.co.jp/assets/pdf/TEPSYS-DX.pdf  記載箇所・ページ：「DX推進の方向性」 | | 記載内容抜粋 | 長きにわたり首都圏を中心に電力の安定供給を担ってきた東京電力グループは、既存事業の改善・効率化と新規ビジネスの創造を両輪で進めることが求められております。また、地球温暖化や異常気象をはじめとする環境問題への対応を見据えた、事業構造変革の一層の加速化も必要な状況です。さらには、多様なワークスタイルへの変革や、少子高齢化などの社会問題を背景として働き方改革などを含めたさまざまな業務変革にも対応していくためには、データ活用やデジタル技術の進化によるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が必要不可欠と認識しております。このような変化を、東京電力グループ唯一の戦略的情報会社である当社は更なる成長機会と捉え、「ニューフロンティア推進」として会社自体をトランスフォーメーションする活動の中で、DXへの取り組みも強化してきております。外部向けに提供してきたデジタルサービス、クラウド活用やデータ活用等のノウハウを内部のビジネスや業務にも活用・実践することで、社内の変革を加速させ、お客さまへの更なる提供価値の向上にも努めています。  また、推進組織の設立、DX人財の育成にも積極的に取り組んでおり、デジタルプラットフォーム（自社提供サービス）を活用することで、社会的な課題の解決や、データ流通による新たな付加価値の創出を進めています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された内容に基づき公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | テプコシステムズ　コーポレートサイト  掲載資料「テプコシステムズDX推進活動について」 | | 公表日 | 2024年12月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法・公表場所：https://www.tepsys.co.jp/assets/pdf/TEPSYS-DX.pdf  記載箇所・ページ：「私たちのDX戦略」「３．DX推進による働き方の改革」 | | 記載内容抜粋 | 当社の業務領域とバリューチェーンは、「主要業務」「コーポレート機能」「経営企画」の3領域で整理することができ、恒常的に自らのDXを推進しております。  「デジタル技術やデータの活用」と「業務カイゼン」を繰り返し実施しつつ、非連続の対応を行うことでトランスフォーメーションを実現しています。  （具体的な取組）   1. セキ×トルの利用履歴を活用した取組   　　・万が一の感染症再発・拡大時にも、周囲に着席していた社員を特定し、オフィス内の感染拡大を抑止。  　　・社員の出社状況や利用座席の履歴を参考としたオフィスレイアウト見直し。  　　・リアルな出社状況および予約状況から、出社（出社可能）社員を把握し、有事の際の対応要員の把握、出社呼び掛け・抑制等をコントロール。   1. Rocket.Chatの発信情報を活用した取組   　　・発信情報に対する「リアクション」　機能で、社員が興味を示す情報を把握。  　　・全社向けのQAルームに寄せられた質問、回答をナレッジとして積み上げ。   1. 議事録自動作成を活用した取り組み   ・複数Web会議ツールが活用可能で、議事録作成時間を大幅に削減し業務効率を向上。  ・議事録を単なる記録としてではなく、組織のノウハウを蓄積するデータとして活用。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された内容に基づき公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法・公表場所：https://www.tepsys.co.jp/assets/pdf/TEPSYS-DX.pdf  記載箇所・ページ：「2.当社のDX推進に向けた体制と人財育成・確保（取組み2-1.社内のDX推進体制, 取組み2-2.DX人財育成(研修制度), 取組み2-3.DX人財確保(組織力強化）」 | | 記載内容抜粋 | DXの推進体制として、当社内に設置したビジネスアジャイルセンターが、DX推進の中核となり、経営や企画部門とともに、中長期的な戦略・方針策定や、DX案件の実行を行っています。また、会社全体の長期戦略を策定し、実行を推進してきたニューフロンティア推進機能を経営企画室に統合し、全社一体でDX活動を進めていきます。  DX人財の育成と確保に向けて、ベーススキルの整理、研修ラインナップを追加整備しております。  さらには、社内の様々な人財やスキルを活かしながら対応していくため、人財ポートフォリオを整理し、定期的なアセスメントやスキルの見える化を全社横断で実施しております。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法・公表場所：https://www.tepsys.co.jp/assets/pdf/TEPSYS-DX.pdf  記載箇所・ページ：「4.さらなるDX推進に向けて（取組み4-1.環境整備）」 | | 記載内容抜粋 | さらなるDXの推進においては、デジタル技術やデータ活用を相互に繋げることで相乗効果を図ることが重要と考えます。外部向けクラウドサービス（TEPcube）や、データサイエンティストの育成、UX視点でのビジネス推進など、これまでのノウハウや経験、強みを活用し、プラットフォームを構成しながら推進しております。  具体的な取り組みとしては、当社および東京電力グループのデータ活用を加速させるために、 2023年11月より「TEPCO Data Hub」を当社サービスとして展開中です。徹底的なデータ化を実現するプラットフォームであり、アジャイル開発により順次拡大しております。グループ内外の双方向で、データリソースをスピーディに提供することで共創活動を活性化し、さらには社会的な課題解決に貢献するための新たなビジネス創造を目指します。  社内DX活性化に向けた取り組みとしては、コーポレート機能の強化策として、社内業務のデータモデリング化を行うと共に、TEPCO Data Hubを活用しデータの可視化を行うことで、データドリブン経営に繋げるべく、整備を行っております。  また、TEPCO Data Hubに様々なサービスを接続することで、データ活用の拡大による相乗効果を狙います。例えば、オルタナデータPFは、取組み3-1の一例として紹介している「セキ×トル」のようなアプリケーションを入力インタフェースとして捉え、企業活動における行動ログをデータとして活用可能なプラットフォームを志向し環境整備を進めております。複数のプラットフォーム間でデータや、モデル、APIなどを融通しあうことで、既存業務の生産性向上および、新領域へのビジネス拡大が図れるものと考えております。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | テプコシステムズ　コーポレートサイト  掲載資料「テプコシステムズDX推進活動について」 | | 公表日 | 2024年12月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法・公表場所：https://www.tepsys.co.jp/assets/pdf/TEPSYS-DX.pdf  記載箇所・ページ：「4.さらなるDX推進に向けて（取組み4-3.管理指標）」 | | 記載内容抜粋 | DX推進における対応の進捗状況や創出した価値について、定量的・定性的に評価をして管理するとともに、成果については当社ホームページや社内外の情報発信活動を通じて適宜発信していきます。  当社のDX推進に対する取り組みについては、以下目標指標にて管理していきます。  ・新領域への取組みや社外とのエコシステム推進  ・上流シフトや戦略的保守の業務プロセス高度化  ・働き方改革の適用状況やDX人財の育成・確保  　（※データ活用実績数、アジャイル適用数　など） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年12月13日 | | 発信方法 | 公表方法・公表場所：https://www.tepsys.co.jp/assets/pdf/TEPSYS-DX.pdf  記載箇所・ページ：「はじめに」 | | 発信内容 | 当社は、「TEPSYS DX」として、当社のみならずTEPCOグループ全体のDX人財を育成しながら、ともに成長していくDXエコシステムの形成を目指し、尽力して取り組んでおります。この活動における最終的に目指す姿は、カーボンニュートラルや防災といった分野の「社会的な課題の解決」と「稼ぐ力の創造」を同時実現することを経営目標として取り組んでいくこととなります。  これを実現するためにも、我々自身のトランスフォーメーションが必須となります。本書は、私たち自身としてのDX戦略と取り組みを整理し、さらなるDXの加速化を実現させていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年10月頃　～　至現在（定期的・継続実施中） | | 実施内容 | 代表取締役社長本人が「DX推進指標自己診断フォーマット」を用いて自己診断を実施。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年4月頃　～　至現在（定期的・継続実施中） | | 実施内容 | 2017.04.1　情報セキュリティに関するインシデント対応組織「TEPSYS-SIRT（テプシスサート）」設立  2024.12.1　以下のセキュリティ関連規則の一部を改定(規則は随時改定しており、左記は直近の改定日)  情報管理及び情報セキュリティ規則   * 情報管理及び情報セキュリティ業務手続き規則（従業員編） * 情報管理及び情報セキュリティ業務手続き規則（組織管理編） * 情報管理及び情報セキュリティ業務手続き規則（管理箇所編） * 情報機器管理業務手続き規則 * 社内システム管理業務手続き規則 * IT環境業務手続き規則 * 委託業務の情報セキュリティ業務手続き規則 * パートナ評価・管理手続き規則情報セキュリティインシデント対応業務手続き規則 * 外部サービス利用手続き規則 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。